

かかりつけ医師に「診療情報提供書」を作成依頼の際は、
下表の「受入基準」をお伝えのうえ診断（病児・病後児保育の可否）を行っていただく旨をお伝えください。

1 小児総合医療センター 病児・病後児保育室 受入基準

受入可能な疾患、症状

- 1：発熱、感冒、下痢など
(水分摂取可能で全身状態が安定し、当面、症状の急変が認められない状態)
- 2：感染症疾患は以下の状態となっている場合
 - (1) おたふくかぜ：強い疼痛なく水分摂取可能
 - (2) みずぼうそう⇒すべての発疹が乾いたかさぶたの状態
※ RS ウイルス、インフルエンザは全身状態が落ち着いていれば受入可能
- 3：気管支喘息等の慢性疾患
- 4：やけど、骨折等の外傷性疾患の養生期
- 5：その他医師が利用可能と判断した病気・けが

受入不可とする疾患、症状

- 1：麻疹（はしか）、百日咳、結核
- 2：おたふくかぜ⇒強い疼痛で水分摂取不能
- 3：みずぼうそう⇒すべての発疹がかさぶたになっていない場合
- 4：点滴等の治療が必要な状態である場合
- 5：小児総合医療センター医師が受入困難と判断した場合
- 6：受入時点で、受入後に症状の増悪、急変等が見込まれる場合
- 7：新型コロナウイルス感染症については以下
 - ① 検査で陽性確定者、または検査をして結果待ちの者
 - ② 本人または同居する家族が濃厚接触者
 - ③ 本人が所属する施設（保育園、幼稚園、小学校など）が新型コロナウイルス陽性者の発生に伴い臨時休園・休校している場合

2 入室には「かかりつけ医師の診療情報提供書」が必要です。

3 受入時の問診時の症状により受入中止、または保育受入後に保育児の症状により保育中止となる場合があります。

保育開始後に医療センター医師による判断、症状の急変等で保育中止となった場合は、緊急連絡先に連絡します。保育中（お預かりの時間中）は、いつでも電話に出られる状態にしてください。